

岡山県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年月日	離島・ 半島	有人国境 離島	備 考	
3610010		頭島	カシラジマ	1	備前市(頭島)	岡山県	日生町		◎			S27.10.21	S55.1.25	離島		(内水面)	
3610020		大多府	オオタ	1	備前市(大多府島)	岡山県	日生町		◎			S27.10.21					
3610050		西脇	ニシワキ	1	瀬戸内市	岡山県	牛窓町		◎			S27.7.29					
3610080		阿津	アツ	1	岡山市	岡山市	小串		◎	○		S27.10.21					
3610090		北浦	キタウラ	1	岡山市	岡山市	岡山市		◎	○		S27.10.21					
3610100		郡	コホリ	1	岡山市	岡山市	岡山市		◎	○		S27.10.21					
3610110		八浜	ハチハマ	1	玉野市	玉野市	児島湾淡水					S27.10.21					
3610120		通生	カヨウ	1	倉敷市	倉敷市	{ 下津井 第一下津井		◎	○		S27.10.21					
3610130		呼松	ヨヒマツ	1	倉敷市	岡山県	-		○	○		S27.7.29					
3610140		勇崎	1	倉敷市	倉敷市	寄島町		◎	○		S27.7.29	S46.1.18					
3610150		小原	コハラ	1	倉敷市	倉敷市	黒崎連島		◎	○		S27.10.21					
3610160		正頭	ショウトウ	1	笠岡市	笠岡市	大島美の浜		◎			S26.8.21	S60.4.24				
3610170		横江	ヨコエ	1	笠岡市	笠岡市	大島美の浜	3	◎			S27.10.21	H20.1.31				
3610190		高島	タカシマ	1	笠岡市(高島)	笠岡市	笠岡市		◎			S27.10.21	離島				
3610200		金風呂	カナフロ	1	笠岡市(北木島)	笠岡市	笠岡市		○			S27.10.21	離島				
3610210		湛江	タシ	1	笠岡市(六島)	笠岡市	笠岡市					S27.10.21	H14.3.28				離島
3620005		穂浪	ホナミ	2	備前市	岡山県	伊里		◎	○		S27.7.29					
3620010		虫明	ムシアケ	2	瀬戸内市	岡山県	邑久町		○			S26.8.21	S49.8.24				
3620015		朝日	アサヒ	2	{ 瀬戸内市 岡山市	岡山県	{ 牛窓町 朝日		◎			S27.10.21	S54.6.12				
3620017		久久井	クウイ	2	岡山市	岡山県	朝日		○			S27.10.21	S63.3.31				
3620020		大島	オホシマ	2	倉敷市	岡山県	児島		◎			S27.7.29					
3620030		下津井	シモツイ	2	倉敷市	岡山県	{ 第一田之浦吹 上 第一下津井 本田之浦吹上 下津井		○	○		S26.8.21	H3.11.13				
3620040		沙美	サミ	2	倉敷市	岡山県	黒崎連島		○			S27.10.21	S57.10.22				
3620050		寄島	ヨシマ	2	{ 倉敷市 浅口市	岡山県	寄島町		◎			S26.8.21	H15.2.25				
3620070		白石島	シライシジマ	2	笠岡市(白石島)	岡山県	笠岡市	2	○			S27.7.29	H3.4.15	離島			
3620080		真鍋島	マナベシマ	2	笠岡市(真鍋島)	笠岡市	笠岡市		○			S26.8.21	H4.1.13	離島			

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
6. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。